

# 大阪府広域火葬計画

(令和6年3月)

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

# 【 本 編 】

## I 大阪府広域火葬計画

### 第1 総則

1	—	1	目的	1
1	—	2	定義	1
1	—	3	基本方針	1
1	—	4	府及び市町村の役割	2
1	—	5	その他計画との関連性	2

### 第2 平常時における対策計画

2	—	1	火葬場及び連絡担当部局等の把握	3
2	—	2	広域火葬等実施組織の整備	3
2	—	3	資器材等の確保	3
2	—	4	緊急通行車両の事前届出	4
2	—	5	情報伝達等の整備	4
2	—	6	広域火葬の訓練	4

### 第3 災害発生時における対応計画

3	—	1	広域火葬支援組織の設置	5
3	—	2	被災状況の把握及び報告	5
3	—	3	広域火葬の応援・協力の要請	5
3	—	4	火葬場の割り振り及び調整	6
3	—	5	遺体の取扱い	6
3	—	6	遺体等の搬送	7
3	—	7	相談窓口の設置	7
3	—	8	災害以外の事由による遺体の火葬	7
3	—	9	火葬に係る特例的取扱い	7
3	—	10	火葬状況の報告	7
3	—	11	引き取り者のいない焼骨の保管	8

## II 大阪府広域火葬事務処理要領

第1	条	目的	9
第2	条	基礎資料の整備	9
第3	条	通報先及び方法	9
第4	条	火葬場被害状況報告	9
第5	条	広域火葬応援の要請	9
第6	条	広域火葬の協力依頼	9
第7	条	広域火葬の受入回答	10
第8	条	応援火葬場の割り振り、連絡等	10
第9	条	広域火葬応援依頼の終了	10
第10	条	広域火葬応援実績の報告	10
第11	条	近隣府県からの広域火葬応援に係る対応	10
第12	条	その他	10

様式第1号	火葬場被害(復旧見込)状況報告(第報)・・・11
様式第2号	広域火葬応援要請(第報)・・・12
様式第3号	広域火葬協力依頼(第報)・・・13
様式第4号	広域火葬受入報告・・・14
様式第5号	応援火葬場割振り表・・・15
様式第6号	応援火葬場割振り通知・・・16
様式第7号	応援火葬場割振り通知・・・17
様式第8号	広域火葬実施日報・・・18
様式第9号	広域火葬依頼実績報告・・・19
様式第10号	広域火葬実施報告・・・20

## 【 資 料 編 】

1	広域火葬に係る情報伝達フロー・・・21
2	市町村等連絡担当部局一覧・・・22
3	府保健所連絡調整主管課等一覧・・・26
4	火葬場連絡主管課等一覧・・・27
5	火葬場整備状況一覧・・・30
6	火葬場案内図・・・35

# 大阪府広域火葬計画

## 第1 総則

### 1-1 目的

この計画は、「厚生労働省防災業務計画（平成13年2月14日厚生労働省発総第11号）」に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、府、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

### 1-2 定義

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、被災地の周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

### 1-3 基本方針

大規模な災害の発生時は、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条の規定に基づき交通の規制が行われること等により、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能であることが想定される。そこで、遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行い、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

#### 1－4 府及び市町村の役割

- (1) 府は、円滑に広域火葬を実施するために、情報を一元的に管理し、必要な情報を提供するとともに、市町村・都道府県間の調整を行う等必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、円滑に広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行い、府と連携し、適正に火葬場を運営する。

#### 1－5 その他計画との関連性

この計画は、大阪府地域防災計画と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

## 第2 平常時における対策計画

### 2-1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

府は、次の事項について随時把握し、市町村（一部事務組合を含む。）等に情報提供を行うものとする。また、近隣府県の広域火葬関係情報について、定期的に国が収集発信する情報等により確認する。

参考：厚生労働省全国火葬場データベース

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei24/>)

- (1) 府内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の形式、使用燃料及び周辺交通事情
- (2) 市町村の広域火葬に係る連絡担当部局の名称及び連絡先
- (3) その他必要事項

### 2-2 広域火葬等実施組織の整備

市町村は、広域火葬実施のため、災害時における遺体の取扱体制、火葬の実施体制及び情報伝達方法等その運営方法をあらかじめ定めておくものとする。

### 2-3 資器材等の確保

- (1) 市町村は、災害発生時に備え、次の事項を確保する等必要な措置を講じておくものとする。

- ①遺体安置所
- ②骨つぼ、棺及び遺体保存剤
- ③作業要員の確保方法
- ④火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路
- ⑤その他必要事項

(2) 市町村は、災害発生時における資器材の確保のため、必要に応じて、葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結等措置を講じておくものとする。

#### 2-4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、遺体の搬送等に使用を予定している車両については、法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、府公安委員会に事前に届けておくものとする。

#### 2-5 情報伝達等の整備

府は、この計画を円滑に推進するため、必要な情報伝達の手順及び書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

#### 2-6 広域火葬の訓練

府は、職員に対し、広域火葬計画の内容について習熟を図るとともに、被害想定区域内の市町村の協力を得て、随時被害想定に応じた広域火葬の訓練に努めるものとする。

なお、模擬計画は、応援・協力の要請を行うことを想定する市町村又は近隣府県と十分協議した上で実施するものとする。

## 第3 災害発生時における対応計画

### 3-1 広域火葬支援組織の設置

広域火葬が必要である場合、府健康医療部生活衛生室環境衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

### 3-2 被災状況の把握及び報告

- (1) 市町村は、災害発生後、速やかに管内の火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、府に報告するものとする。
- (2) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、府に報告するものとする。
- (3) 府は、被災市町村等からの報告及び大阪府防災情報システムにより被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

### 3-3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、府に対して速やかに広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 府は、被災市町村からの応援要請及び府自らの判断により、市町村及び必要に応じて近隣府県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、その旨厚生労働省に報告するものとする。
- (3) 府は、府内の火葬場及び近隣府県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣府県以外の都道県（以下「他の都道県」という。）への応援要請を依頼するものとする。
- (4) 府及び市町村は、府内又は近隣府県で大規模災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。



- (5) 府及び市町村は、厚生労働省より他の都道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

#### 3-4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 府は、火葬場の割り振りについて、次の事項を実施するものとする。
- ①市町村、近隣府県及び他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理する。
  - ②被災市町村ごとに火葬場の割り振りを行い、その旨通知する。
  - ③応援を承諾した市町村等に対し応援依頼の通知を行う。
- (2) 被災市町村は、府から火葬場の割り振りの通知があった場合、次の事項を実施するものとする。
- ①府からの通知に基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行う。
  - ②応援を承諾した市町村と火葬の実施方法等について調整する。
  - ③遺族に対し、①の規定に基づき当該市町村が割り振りを行った火葬場に遺体を搬送することについて同意を得ることに努める。

#### 3-5 遺体の取扱い

- (1) 被災市町村は、遺体の取扱いについて次の措置を講じるものとする。
- ①遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保
  - ②遺体の保存のために必要な物資の調達
  - ③作業要員の確保
  - ④その他必要事項
- (2) 府は、前記(1)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保などについて、被災市町村より支援要請があったときは、これに応じるものとする。

### 3-6 遺体等の搬送

- (1) 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ府公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする。
- (2) 被災市町村は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を府に要請するものとする。

### 3-7 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

### 3-8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

### 3-9 火葬に係る特例的取扱い

被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

### 3-10 火葬状況の報告

- (1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、府に報告するものとする。
- (2) 広域火葬を行った市町村（前記(1)の報告を行った市町村を除く。）、一部事務

組合及び民間の火葬場設置者は、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、府に報告するものとする。

(3) 府は、府内の火葬場からの報告をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

### 3-11 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のない焼骨については、引き取り者が現れるまでの間、遺骨保管所等を設け保管するものとする。

附 則

この計画は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この計画は、平成 12 年 4 月 13 日から適用する。

附 則

この計画は、平成 13 年 2 月 14 日から適用する。

附 則

この計画は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この計画は、令和 6 年 3 月 6 日から適用する。